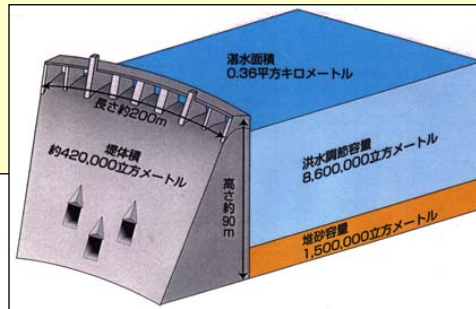
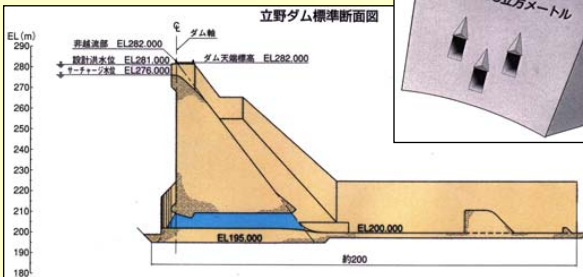
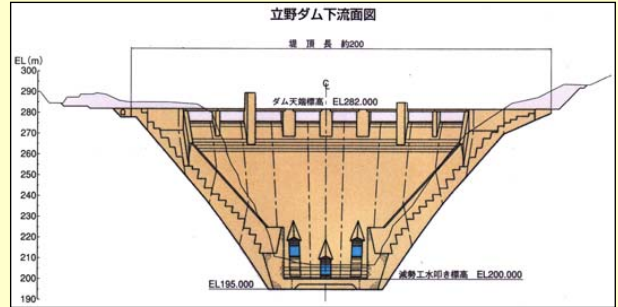


立野ダムの概要

「立野ダム事業概要パンフレット」より



| | |
|----------|--------------------------|
| 河川名 | 白川水系白川 |
| ダム名 | 立野ダム |
| 形式 | 重力式コンクリートダム |
| ダムの高さ | 約90m |
| ダムの長さ | 約200m |
| 堤体積 | 約420,000m ³ |
| 堤頂標高 | EL.282.000m |
| 集水面積 | 383km ² |
| 湛水面積 | 0.36km ² |
| 総貯水量 | 10,100,000m ³ |
| 有効貯水量 | 8,600,000m ³ |
| 堆砂容量 | 1,500,000m ³ |
| サーチャージ水位 | EL.276.000m |
| 設計洪水位 | EL.281.000m |

諸元については、今後変更されることがあります。

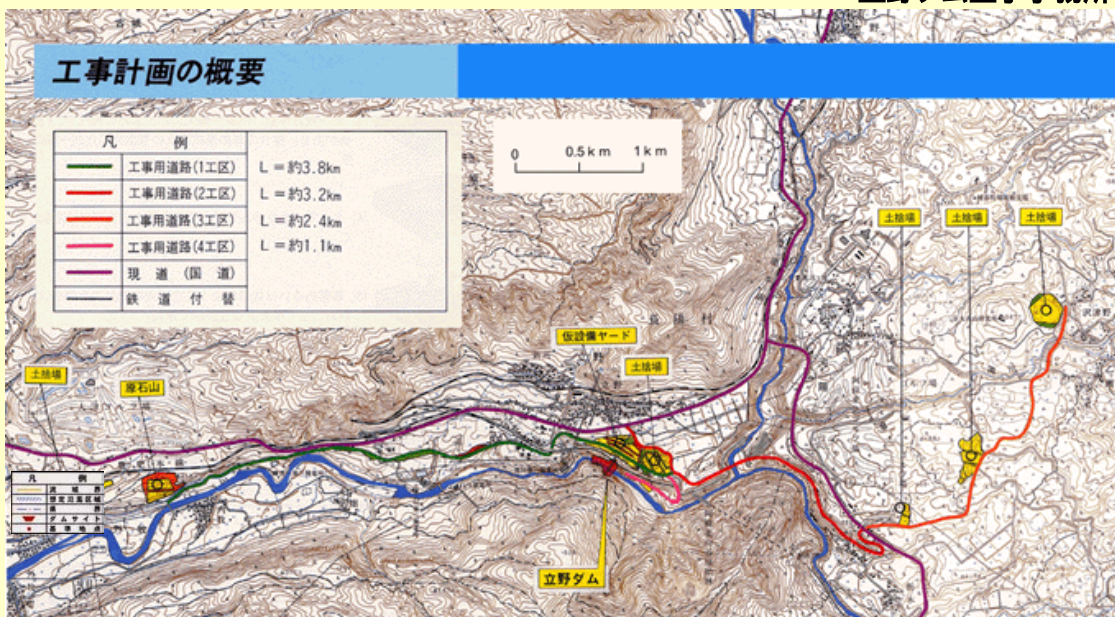
立野ダム事業の進捗状況

「立野ダム工事事務所HP」より

工事計画の概要

| 凡 | 例 | |
|---|------------|------------|
| — | 工事用道路(1工区) | L = 約3.8km |
| — | 工事用道路(2工区) | L = 約3.2km |
| — | 工事用道路(3工区) | L = 約2.4km |
| — | 工事用道路(4工区) | L = 約1.1km |
| — | 現道(国道) | |
| — | 鉄道付替 | |

0 0.5 km 1 km

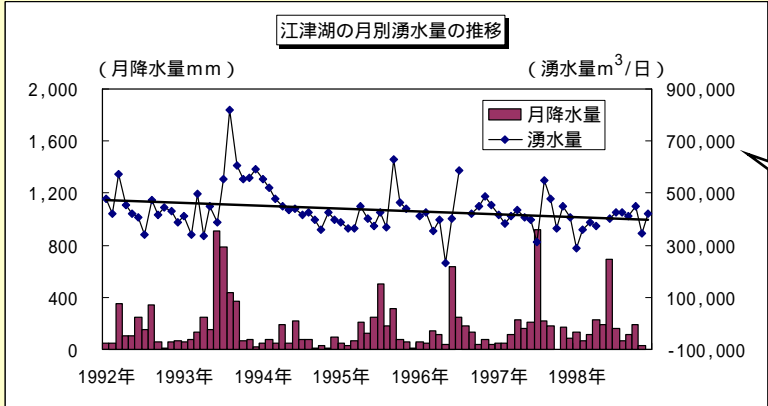
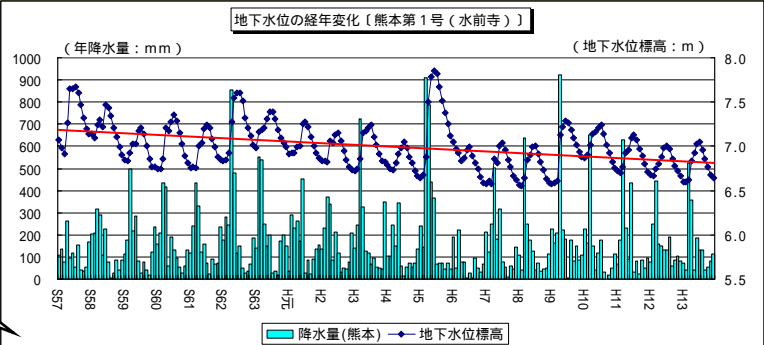


「立野ダム工事事務所では、ダム本体の着工に備え、工事用道路建設等を行っています。このうち2工区と3工区は供用が開始され、平成14年4月には、1工区の供用が開始」とされており、現在ではまだ本体工事は着手していないと確認。

地下水の現状

『熊本県HP(くまもとの水資源データ集)』
『熊本県水資源総合計画』(平成14年3月)より

『近年の地下水位の状況を見ると、生活用水の全てを地下水に依存している熊本地域は、長期的な低下傾向にあります。』



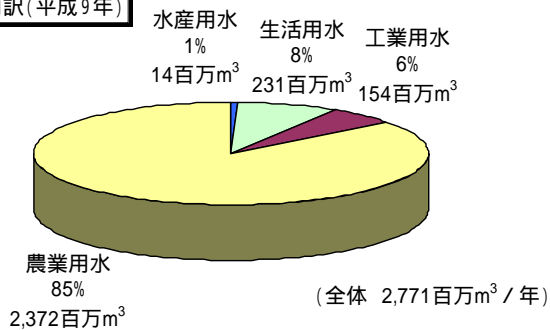
『熊本地域を代表する湧水池である江津湖の湧水量も、長期的な低下傾向にあります。』

地下水位低下の原因(1)

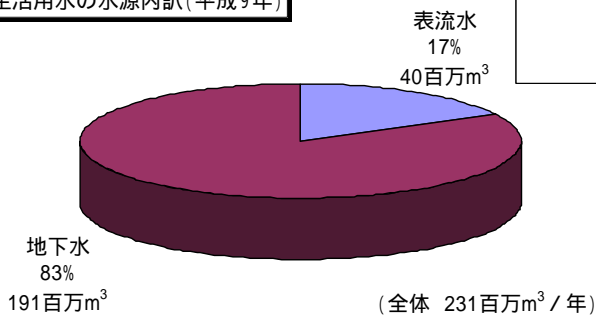
『熊本県水資源総合計画』(平成14年3月)より

『特に県人口の約半数を占める熊本市及びその近郊の熊本地域では、生活用水の全てを地下水に依存しています。』

水利用内訳(平成9年)

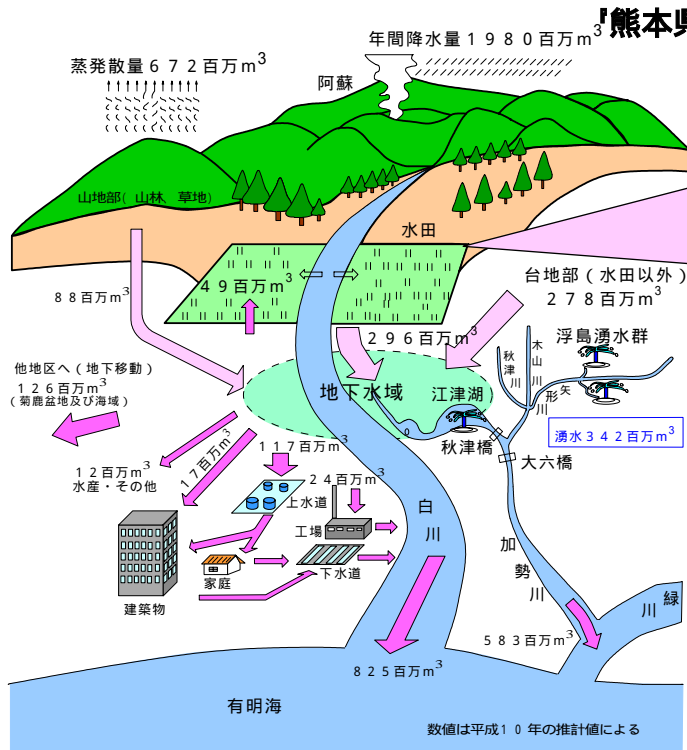


生活用水の水源内訳(平成9年)



地下水位低下の原因(2)

『熊本県水資源総合計画』(平成14年3月)より



『熊本地域は阿蘇火砕流の堆積物という地下水を涵養しやすい地層に恵まれています。この自然の恵みに加えて、**白川中流域の水田を中心とする地下水を涵養する機能**などにより、**豊かな湧水や水辺環境**などが形づくられてきました。』

『涵養域の減少や白川中流域での涵養量の減少が、地下水位低下の原因の一つと考えられます。』

地下水保全対策

(熊本県地下水保全条例)

【地下水質保全のための規則】

- 規制対象事業場及び規制基準の規定
- 事前届出、変更届出の義務
- 計画変更命令、実施の制限
- 排出の制限、自主検査の義務
- 改善命令
- 事故時の措置
- 立入検査、報告の徴収、罰則

【地下水採取者への規制】

- 届出対象揚水設備の規定
- 事前届出、変更届出の義務
- 毎年度の地下水採取量報告の義務
- 水量測定器設置の義務
- 立入検査、報告の徴収、罰則

(平成2年10月2日 制定)

(今後の地下水保全施策)

- ・地下水涵養の促進
- ・調査研究の推進と情報の発信
- ・全県的な地下水保全対策の検討

地下水涵養へ畑に水張り



熊本市、大津・菊陽両町と提携 実施農家に「協力金」

熊本県は、地下水涵養の促進を図るため、熊本市、大津町、菊陽町と提携し、両町管内の農家に「協力金」を支給する。この「協力金」は、農家が地下水涵養のために実施する水張りなどの作業に活用される。水張りは、農地の表層に水を張り、地下水を涵養させる効果がある。この取り組みは、地下水資源の持続可能な利用を促進し、農業生産の安定を図ることに貢献する。また、水張りの実施には、農家の負担を軽減するため、県が「協力金」を支給する。この「協力金」は、農家が地下水涵養のために実施する水張りなどの作業に活用される。水張りは、農地の表層に水を張り、地下水を涵養させる効果がある。この取り組みは、地下水資源の持続可能な利用を促進し、農業生産の安定を図ることに貢献する。

地下水税も検討課題

熊本県は、地下水涵養の促進を図るため、地下水税の検討課題としている。地下水税は、地下水の採取に課税し、その収入を地下水涵養の促進に活用する。この取り組みは、地下水資源の持続可能な利用を促進し、農業生産の安定を図ることに貢献する。また、地下水税の導入には、農家の負担を軽減するため、県が「協力金」を支給する。この「協力金」は、農家が地下水涵養のために実施する水張りなどの作業に活用される。水張りは、農地の表層に水を張り、地下水を涵養させる効果がある。この取り組みは、地下水資源の持続可能な利用を促進し、農業生産の安定を図ることに貢献する。

熊本日日新聞
平成15年5月31日